市　章

大津市公報

令　和　８　年　７　月　15 日
号　外　（第　54　号）

発行所　大　津　市　役　所
発行人　大　　津　　市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目　　次

○ 告　　示

181　大津市市税条例に基づく地籍図の交付に関し徴収する手数料等に係る指定納付受託者の指定について…… 1
182　大津市市税条例に基づく地籍図の交付に関し徴収する手数料等に係る指定納付受託者の指定について…… 1
183　家庭廃棄物の収集、運搬及び処分手数料に係る指定公金事務取扱者の指定について…… 2
184　大津市生涯学習センター条例に基づくホール等の使用料等に係る指定納付受託者の指定について…… 3

告　　示

大津市告示第181号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２の３第１項の指定納付受託者を指定したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年７月15日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

１　指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
　株式会社ＮＴＴデータ　東京都江東区豊洲三丁目３番３号
２　指定納付受託者に指定した日
　令和８年４月１日
３　指定納付受託者に指定した期間
　令和８年４月１日から令和９年３月31日まで
４　指定納付受託者が行う納付業務に係る歳入等
　⑴　大津市市税条例（昭和34年条例第１号）第76条の４第１項の地籍図の交付に関し徴収する手数料
　⑵　大津市手数料条例（平成12年条例第12号）別表に規定する次に掲げる事項に関し徴収する手数料
　　ア　租税公課に関する証明
　　イ　動産、不動産に関する証明
　　ウ　営業に関する証明
　　エ　その他の事項に関する証明のうち、固定資産に該当する資産がない旨を証明するもの
　　オ　その他の公簿の閲覧のうち、固定資産課税台帳に関するもの
　　カ　租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第１項の規定に基づく住宅用家屋証明申請に対する審査

大津市告示第182号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２の３第１項の指定納付受託者を指定したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年７月15日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

１　指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
　ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社　東京都品川区西五反田七丁目７番７号
２　指定納付受託者に指定した日
　令和８年４月１日
３　指定納付受託者に指定した期間
　令和８年４月１日から令和９年３月31日まで
４　指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等

⑴　大津市市税条例（昭和34年条例第１号）第76条の４第１項の地籍図の交付に関し徴収する手数料
⑵　大津市手数料条例（平成12年条例第12号）別表に規定する次に掲げる事項に関し徴収する手数料
ア　租税公課に関する証明
イ　動産、不動産に関する証明
ウ　営業に関する証明
エ　その他の事項に関する証明のうち、固定資産に該当する資産がない旨又は当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しない者に該当する旨を証明するもの
オ　その他の公簿の閲覧のうち、固定資産課税台帳に関するもの
カ　租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第１項の規定に基づく住宅用家屋証明申請に対する審査

大津市告示第183号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第２項の指定公金事務取扱者を指定したので、同項の規定により告示する。

令和８年７月15日

大津市長　佐　藤　健　司

１　指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

名　　称	所　在　地
株式会社アヤハディオ	大津市におの浜一丁目１番３号
葛川まちづくり協議会	大津市葛川坊村町237番地37
生活協同組合コープしが	野洲市冨波甲972番地
株式会社コメリ	新潟市南区清水4501番地１
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町８番地８
株式会社ダイエー	大阪府茨木市横江二丁目７番52号ダイエー茨木プロセスセンター新館４階
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目１番21号
藤尾学区まちづくり協議会	大津市横木二丁目４番１号
株式会社平和堂	彦根市西今町１番地
株式会社マック	京都市左京区岩倉上蔵町158番地
マックスバリュ東海株式会社	浜松市中央区篠ケ瀬町1295番地１
株式会社マツヤスーパー	京都市山科区竹鼻地蔵寺南町９番地１
ミニストップ株式会社	千葉市美浜区中瀬１丁目５番地１号
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町１番地
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番２号

２　指定公金事務取扱者に指定した日
令和８年４月１日
３　指定公金事務取扱者に指定した期間
令和８年４月１日から令和９年３月31日まで
４　指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
令和８年４月１日
５　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成６年条例第17号）に基づく家庭廃棄物の収集、運搬及び処分手数料

大津市告示第184号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２の３第１項の指定納付受託者を指定したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年７月15日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

１　指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社　東京都品川区西五反田七丁目７番７号

２　指定納付受託者に指定した日

令和８年４月１日

３　指定納付受託者に指定した期間

令和８年４月１日から令和９年３月31日まで

４　指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等

⑴　大津市生涯学習センター条例（平成４年条例第２号。以下「条例」という。）第９条第１項のホール等の使用料

⑵　条例第９条第２項のホール等の附帯設備の使用料

⑶　生涯学習センターで本市が開催する催しにおいて徴収する材料費等の実費

⑷　生涯学習センターの印刷機その他の事務機器の使用に係る実費